

各論

I 学校教育の充実

1 確かな学力の育成

知識・技術等を実生活の様々な場面に活用する力や、総合的な学力向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級編制の推進、学校ニーズに応じた特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、英語指導補助員等の配置をするなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、特別な支援を必要とする子どもの教育や指導を充実させます。

また、グローバル化等の社会環境の変化に対応できるとともに、自主と自立による自由の精神を備えた人間を育成するため、英語教育・情報教育等の推進や高等学校教育を充実させることなどにより、確かな学力の育成に取り組みます。

(1) 総合的な学力向上の推進

現状と課題

本市の小・中学生の学力は、文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査や香川県教育委員会が実施する香川県学習状況調査の結果から、小・中学校とも、国や県との比較では、おおむね平均正答率は上回っています。

全国学力・学習状況調査の結果の分析から、更なる向上への課題は、小学校では基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着、中学校では知識・技能の活用、そして、ほとんど正答がない児童生徒への対応が挙げられます。一方、無解答率については改善傾向が見られます。

さらに、同調査における質問紙調査から、学習意欲や家庭学習の仕方に関して学年が上がるにつれて肯定的な回答が減少する傾向が見られます。

対応方針

- 全国学力・学習状況調査や県学習状況調査等を活用して、子どもの学力・学習状況を把握し、授業改善にいかします。
また、市費講師や指導員等を活用して、課題を抱えている子どもの安定を図り、落ち着いて授業に参加できるように学習支援を行うなど、学習内容の定着を図ります。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進により、子どもが自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に学習できるようにします。

施策内容

- 授業研究を通して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、誰もが分かる楽しさのある授業の創造を推進するとともに、「マイ・スタディ」や「ベーシックTAKAMATSU」等による子ども一人一人の理解や習熟に応じた学習を行います。
- 小中一貫教育校の実践研究により得られた成果を反映させるため、全小・中学校において引き続き小中連携教育を推進します。

- 総合的な学習の時間や小学校英語教育などにおいて、地域の人材や外国語指導助手（ALT）の活用など、多くの人から生きた学習や体験ができる機会を積極的に設けます。
- 少人数学級編制を拡充し、きめ細かな指導に努めます。
- 市費講師及び地域の人材等を活用した指導員等の任用に努めます。
- 幼児期からの「学びの芽生え」を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、子どもの発達と学びの連続性を確保するために、アプローチ・スタートカリキュラムの作成及び実践に努め、幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携教育を推進します。



用語解説

- 全国学力・学習状況調査
義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することで、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成19年度から小学校6年生、中学校3年生全員を対象に毎年4月に実施している。
- 香川県学習状況調査
県内の児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導方法の工夫・改善や個に応じたきめ細かな指導にいかすことを目的とした調査（平成14年度から実施）。県内公立学校の小学校3年生から中学校2年生までの全ての児童生徒を対象に毎年11月に実施している。
- 「主体的・対話的で深い学び」
複雑で予測困難な社会においては、問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と互いの人格を尊重し、協働しながら、解決に導く力を育成することが重要となる。このため、学校教育においては、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解するとともに資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けられるようにすることを目指した学びである「主体的・対話的で深い学び」の実現や、この視点による授業の工夫・改善を重ねることが求められている。
- 「マイ・スタディ」
放課後の時間等を活用して、児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実するための、個別の補充学習の時間
- 「ベーシックTAKAMATSU」
国や県の学習状況調査の結果から分かる市内の児童生徒の実態を踏まえ、全ての児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることができるように、教育委員会が作成したプリント問題集（小学校の国語、算数と中学校の国語、数学）
- 小中一貫教育、小中連携教育
I-2-（7）小中一貫・連携教育の推進 49ページ参照
- 総合的な学習の時間
I-1-（5）環境教育の推進 31ページ参照
- 外国語指導助手（ALT）
I-1-（3）英語教育の推進 29ページ参照
- 少人数学級編制
国が標準としている「1学級＝40人」よりも、少ない人数で1学級を編制すること。
- アプローチ・スタートカリキュラム
I-2-（11）就学前教育の充実 55ページ参照

(2) キャリア教育の推進

現状と課題

今日のグローバル化の進展や、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けたIoT（Internet of Things）やビッグデータ、AI（人工知能）等を始めとする技術革新による社会や産業の変化は、雇用形態の多様化・流動化にも直結しており、子ども一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てることが重要です。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあっても、子どもたちが自信を持って自分の人生を切り拓き、よりよい社会を創り出していくことができるよう、必要な力を確実に育んでいくことが必要となっています。

対応方針

- 実社会とのつながりを意識し、目的を持って学べるよう、職場体験活動やものづくり体験等を通して、社会的・職業的自立の基盤となる「基礎的・汎用的能力」を育む教育を目指します。
- 子ども一人一人の発達を踏まえたキャリア教育が進められるよう、小中連携を充実させ、義務教育9年間を見通した指導を行うことを目指します。

施策内容

- 保護者や地域の協力を得る中で、子どもの主体性や自主性が発揮できる工夫を凝らすなど、地域の職場見学や、職場体験学習等の充実を図ります。
- 「高松市生徒みらい議会」を活用し、各中学校及び高松第一高等学校の代表を通して、生徒が市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心を持ち、未来の有権者として、より良いまちづくりに関わっていく心を育むことを推進します。
- 「キャリア・パスポート」を活用して、学びの跡を蓄積し振り返ることで主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげます。

用語解説

- 超スマート社会（Society 5.0）
①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会
- IoT（Internet of Things）
あらゆるものがインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素、技術の総称
- ビッグデータ
インターネットの普及やコンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される大容量のデジタルデータ。ブログや動画サイト、SNS、ネットショッピング等の利用者の増加により、利用状況や通信記録等の非定型でリアルタイム性の高いもの
- 「基礎的・汎用的能力」
社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力をいい、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成
- 「キャリア・パスポート」
児童生徒が自己の学びを振り返り、自身の変容や成長について自己評価できるように工夫されたポートフォリオ（学習記録の蓄積）

(3) 英語教育の推進

現状と課題

現在、グローバル化が加速する中、広く世界に目を向ける態度や異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていく、国際社会に貢献できる人材の育成が求められています。

また、令和2年度実施の小学校の学習指導要領では、小学校5・6年生での英語教科化及び小学校3・4年生での外国語活動の必修化が、3年度実施の中学校の学習指導要領では、言語活動の充実が求められていることから、今後、子どもの英語学習への意欲向上や英語を使う機会の拡充などの取組が必要となります。

本市では、学習指導要領の小学校英語を平成30年度から先行実施しています。

対応方針

- 英語への意欲を高めるため、基礎的、実践的なコミュニケーション能力を育てるとともに、国際感覚を養成する学習指導の更なる推進を目指します。
- 子どもの発達段階に応じ、系統性を重視した英語教育の推進を目指します。
- 小・中学校を通じた一貫性のある英語教育を目指して、小・中学校の連携を強めるとともに、教員の指導力の向上に努めます。

施策内容

- 授業以外でも英語に接する機会を増やし、ネイティブスピーカーの英語に接する環境を整備するとともに、外国語指導助手（ALT）や英語指導補助員等によるチーム・ティーチングを推進します。
- 小学校では、電子黒板等のICT機器を効果的に活用し、子どもの発達段階に応じた指導、中学校では小学校で培ったコミュニケーションの素地を踏まえた実践的なコミュニケーション能力を育てる指導など、系統性を重視した英語教育を推進します。
- 小学校の教員対象に、英語科の指導力向上のための研修を充実します。

用語解説

● 学習指導要領

学校教育法の規定により、国が定める小・中学校、高等学校などの教育課程に関する基準。小学校は令和2年度から、中学校は3年度から、高等学校は順次4年度から、新しい学習指導要領が実施される。幼・小・中・高を通して「社会に開かれた教育課程」、「資質・能力の育成」、「主体的・対話的で深い学び」が基本理念として挙げられており、そのためにカリキュラム・マネジメントを行うことが求められている。

● 外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）

日本人の教員の助手として、中学校の英語や小学校の外国語活動などの授業を行う。

● チーム・ティーチング

複数の教員が協力して授業を行う指導方法。1学級を複数の教師が担当し、複数の教師の目できめ細かく指導する方法、一つ又は複数の学級を集団の質によって再編制し、それぞれの教師が集団に適した指導を行う方法など、さまざまな指導方法がある。

(4) 情報教育の推進

現状と課題

急速な情報化の進展に伴い、これからの社会を生きる子どもたちに、情報を単に受け止めるだけでなく、整理・分析し、まとめ・表現したり、他者との協働で思考を深めたりして、物事を多角的・多面的に吟味し見定め、主体的に新たな価値を生み出す力を育むことが求められています。また、情報モラルを身に付け、情報社会に主体的に参画し、創造していこうとする態度を育てていくことが必要となっています。

令和2年度から順次実施される小・中学校の学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが求められています。

対応方針

- 子どもがインターネットを利用して、情報の収集や選択をする力や、ソフトウェアを利用して文章や図に表現するなど、情報活用能力の育成を目指します。
- 各教科等の目標を達成するため、授業における効果的なICT機器の活用を図ります。
- 関係機関と連携し、プログラミング教育や情報モラル教育の指導の充実を図ります。
- 情報教育に関する校内研修を実施するなど、子どもをインターネット等に含まれている有害環境から守ることを目指します。

施策内容

- 学校のICT環境を整備するとともに、電子黒板やタブレットパソコンなどのICT機器を効果的に活用するための研修を実施することで、授業の改善・充実を目指します。
- 関係機関と連携し、最新の情報や子どもの実態に応じた研修を実施し、プログラミング教育や情報モラルに係る教員の指導力向上に努めます。
- 各学校で主体的に情報モラル教育に取り組めるよう、資料や教材の提供に努めます。

用語解説

●情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくための必要な資質・能力

●情報モラル・情報モラル教育

IV-2- (3) 情報モラル教育とネット・ゲーム依存対策の推進 76ページ参照

●プログラミング教育

プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(5) 環境教育の推進

現状と課題

自然科学及び社会的な視点から、一人一人が環境保全に主体的に取り組むようになることが強く求められており、子どもに、環境や自然と人間との関わりを理解させ、環境の保全や資源の有効な活用など、持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することが大切になっています。

身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に対する関心等を培うことが必要ですが、現状では子どもが置かれた社会的環境の多様化や、各学校等が置かれた状況から、子どもの意識の高まりにも差が生じています。

各学校では、南部クリーンセンター「エコホテル」や上下水道施設の見学等を通して環境問題への関心を高め、実践を促すなどの発展的な取組も行われています。今後も学校や地域の状況、子どもの発達段階に応じて、体験活動を充実させていくことが重要です。

対応方針

- 教育課程に位置付けた、環境教育に関わる内容の指導の計画的な実施を目指します。
- 県・市・地域等が実施する取組・施設等を活用し、子どもの環境意識の高揚を目指します。

施策内容

- 教科等横断的に環境教育を進めるとともに、総合的な学習の時間において、地域の人材活用や関係機関との連携により、子どもの体験活動が充実するよう支援を行い、環境教育に対する意識の向上に努めます。
- 「香川用水の水源巡りの旅」等を活用した施設の見学やリサイクル体験を通して、実証的な環境教育を推進します。



用語解説

● 総合的な学習の時間

子どもたちの、自ら学び、考え、解決する資質や能力などを育むことを目的として、各学校が創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、国際理解、情報、環境、福祉など横断的・総合的な学習を実施する時間

(6) 特別支援教育の推進

現状と課題

学習面や学校生活面で特別な配慮を必要とする児童生徒の割合が増加傾向となっている中、障害者差別解消法の施行を踏まえ、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障がいがある子どもと障がいがない子どもが可能な限り共に十分に教育が受けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が求められています。

そのため、基礎的環境整備や合理的配慮の提供に努めるとともに、適切な指導や支援を行う必要があります。

また、外国人幼児児童生徒も増加傾向となっており、その母国語の多様化や日本語習熟度の差への対応が引き続き必要となっています。

対応方針

- 障がいのある子どもへの一層の正しい理解を目指します。
- 「高松市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づいた対応を推進します。
- 特別支援学級に在籍、通級による指導を受けている子どものみならず、通常の学級に在籍している発達障がいのある子どものための「多様な学びの場」の提供を目指します。
- 特別支援教育加配教員、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター等を活用し、適切な教育的支援を目指します。
- 幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校の連携の充実を目指します。
- 日本語指導を必要とする外国人幼児児童生徒の状況に応じて、外部講師による指導員等、帰国児童・外国人幼児児童生徒指導援助の充実を目指します。

施策内容

- 個別の教育的ニーズに対応できるように、障がいによる特性の理解、合理的配慮、指導技術等の研修を充実させ、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 「サポートファイルかけはし移行支援シート」を活用し、幼稚園・こども園・保育所・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の連携の推進に努めます。
- 特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター等の配置に努めます。
- 「個別の指導計画」の活用とともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を深め、適切な教育的支援が切れ目なくつながるように「個別の教育支援計画」の策定に努めます。
- 通常の学級に在籍し、支援が必要な児童生徒を対象とした通級指導教室の充実や個別指導を行う「アシスト教室」の開設など、多様な学びの場の提供に努めます。
- 日本語指導を行う指導員を派遣する「日本語教育推進事業」の充実を努めます。

用語解説

●基礎的環境整備

合理的配慮の基礎となる環境整備であり、具体的には、専門性のある指導体制の確保や人的配置、教材の確保、施設・設備の整備等が挙げられる。

●合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」に定義に照らし、学校教育における「合理的配慮」は、障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有し、又は行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更及び調整を行うことであって、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合において個別に必要とされるものであり、かつ、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

●通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、一部の授業について障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行う指導形態

●特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター

小・中学校において発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活の介助や、学習支援、安全確保などの学習活動上のサポートを行う。

●「サポートファイルかけはし移行支援シート」

「サポートファイルかけはし」は、発達障がいを含む障がいのある子どもを対象として、乳幼児期から成人に至るまでの教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、包括的で一貫した支援を行うための相談支援ファイル
「移行シート」は、「サポートファイルかけはし」の補助的な役割として、入学後おおむね1か月程度の期間に必要となる支援や配慮について、当該幼児児童生徒の学級担当など、担当者が記入し、次のステージに引き継ぐためのシート

●「個別の指導計画」

子ども一人一人の障がいの状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、その子どもの個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画

●「個別の教育支援計画」

発達障がいを含む障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含み、長期的な視点で教育的支援の目標や基本的な内容を明らかにするために作成する支援計画

●「アシスト教室」

令和元年度から発達障がい等児童生徒サポート事業として、発達障がいなどにより、学習や生活上の困難（不登校を含む。）がある児童生徒を対象に、放課後などの時間を利用した一定期間の個別指導を行う教室。総合教育センターと教育支援センター「みなみ」に設置

(7) 高等学校教育の推進

現状と課題

高松第一高等学校は、普通科を始め、音楽科や進路に応じたコースを設置するなど、高等学校教育の充実に努めていますが、教育目標である「国際社会や国家、地域で活躍し、自主と自律に拠る自由の精神を備えた人間を育成する」ことを実現するためには、生徒が興味・関心を持って取り組める授業や、生徒一人一人の適性や希望に応じた進路指導等の一層の充実が必要となっています。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校教育では、社会で求められる資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められており、言語活動の積極的な導入を始め、生徒が受け身ではなく、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要となっています。

さらに、令和2年度（3年度入学者選抜）に実施される「大学入学共通テスト」や4年度から順次実施される学習指導要領に対応した教育課程の編成・実施を行うことが求められています。

対応方針

- 授業研究の積み重ねや、関係機関との連携等により、教員の資質・能力の向上を図り、生徒が興味・関心を持って取り組める授業を目指します。
- 多くの体験から学ぶ場や、自分の適性と進路について考える場の充実を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を目指します。

施策内容

- 教員の指導力向上のために、研修会への参加回数の増加を図ります。
- 社会人講演会や進路講演会、海外研修等の充実を図ります。
- 全教科において「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた授業の実施に努めます。
- 「大学入学共通テスト」や学習指導要領の実施に向け、学習・指導方法の工夫・改善や教育環境の充実を図ります。
- 県立学校教員との人事異動の一体化を図り、学校運営の円滑化や教職員の更なる資質向上に努めます。

用語解説

- 「大学入学共通テスト」
大学入試センター試験に代わり、大学入学希望者を対象に高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的としたもので、より思考力、読解力を問い、知識活用力を測る試験

(8) 主権者教育の推進

現状と課題

政治の仕組みについて必要な知識を習得させることや、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることが求められています。

子どもの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、主権者教育の推進にあたっては、学校・家庭・地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組を行うことが必要となっています。

対応方針

- 新たに選挙権を有することとなる生徒が在籍する高松第一高等学校において、政治参加意識を促進させるための取組や周知・啓発活動の充実を目指します。
- 子どもが、それぞれの発達段階に応じて社会（家族、家の近所、小・中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある課題や争点について、主体的に考え、判断する学習活動や体験活動の充実を目指します。
- 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って、小・中学校、高松第一高等学校における学習全体の更なる改善を図ることは、主権者教育の目的にも資することから、その一層の推進を図ります。

施策内容

- 政治への関心や社会参画の意欲を高め、将来の有権者として必要な知識等を身に付けさせるために、小・中学校の社会科の学習において、模擬議会や模擬選挙などの体験を伴う学習活動や、新聞記事を活用した学習活動を発達段階に応じて取り入れます。
- 生徒会役員選挙等に際しては、選挙活動（ポスター掲示、あいさつ運動等）や立会演説会、投票、選挙事務などを体験させるなど、児童生徒による自治的、主体的な児童会・生徒会活動や委員会活動の活性化を図ります。
- 高松市立中学校及び高松第一高等学校の生徒の代表による「高松市生徒みらい議会」を開催し、市議会の仕組みや市政についての理解を深め、地域への関心を持つとともに、将来の主権者として、よりよいまちづくりに関わっていく態度や郷土を愛する心を育みます。



用語解説

- 「高松市生徒みらい議会」
市立中学校・高松一高の生徒の代表が、市議会の仕組みを知り、市政への理解を深め、関心を持つとともに、グループ討議などを通して、よりよいまちづくりに関わっていく態度や郷土を愛する心などを育む取組

【施策の目標】

項 目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
学校評価平均評価得点 (確かな学力の育成に関すること) ※最高点4点 (小・中学校)	3.16点	3.25点	3.5点
教育課程において、「思考力・判断力・表現力」を重点項目として取り組んでいる学校数	小学校 39校 中学校 17校	全小・中学校	全小・中学校
キャリア教育のカリキュラムを作成している学校の割合 (小学校)	92.0%	97.0%	100%
中学校英語の授業において、発語の50%程度以上を英語で行っている教員の割合 (中学校)	93.6%	100%	100%
総合的な学習の時間で環境学習に取り組んでいる学校の割合	—	小学校 89.4% 中学校 47.8%	小学校 100% 中学校 50.0%
新入学児童生徒の内、障がいのある子どもや保護者への教育相談等の回数 (小・中学校)	5回	7回	8回
アシスト教室利用者の満足度 (小・中学校)	—	—	3.5点
情報モラル教育を実施している教員の割合	小学校 73.5% 中学校 59.0%	小学校 84.8% 中学校 65.4%	小学校 100% 中学校 100%

2 豊かな心と体を育てる教育の推進

自他を尊重して関わり合う力や自己肯定感・自己有用感、目標に向かって粘り強くやり抜く力、豊かな人間性や社会性等を育むため、道徳教育、人権教育、小中連携教育、読書活動や体験活動、就学前教育などを充実します。

また、生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に向けて、開発的・予防的な取組を推進するとともに不登校の子どもへの支援を行います。また、地域の伝統文化を大切にしている心情や態度及び高い志を育むふるさと教育を推進します。

さらに、子どもの健康の保持増進、望ましい生活習慣の形成及び安全な生活を営むための知識・技能の獲得に向け、家庭や地域と連携して、運動に親しむ習慣づくりと体力の向上、食育の推進と心身の健康づくりに取り組むなど、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組みます。

(1) 道徳教育の推進

現状と課題

「道徳の時間」が教育課程上、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付けられ、小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から実施しています。

県学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果から、「ものごとを最後までやりとげようれしかったことがある」や「人の気持ちが分かる人間になりたい」については、肯定的な回答をしている子どもの割合が高くなっています。

同調査の結果から、「難しいことも失敗を恐れなくて挑戦している」や「将来の夢や目標をもっている」、「学校のきまりを守っている」等については、県平均と比較して、肯定的な回答の割合が低く、本市の子どもの心の育ちには、自他を尊重して関わり合う力、目標に向かって粘り強くやり抜く力や規範意識の育成が求められています。

対応方針

- 実効性のある研修を行い、人格や教養を高めるとともに、道徳教育の要となる道徳科の授業の充実を目指します。
- 道徳科では、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を、一人一人の子どもが自分自身の問題として捉え、「考え、議論する道徳」へと質的転換を目指します。
- 幼稚園・こども園・保育所・学校は、家庭や地域社会と連携して、子どもに「感謝」の心を育むことを目指します。
- 子どもが保護者及び地域の方々と一緒に清掃活動を行い、規範意識の育成を目指します。

施策内容

- 道徳科の実施にあたっては、指導計画作成・授業研究等の教員研修を推進し、授業改善に努めます。

- 「ありがとうの日」、「『強めよう絆』月間」等について、前年度成果のあった園・学校の取組を学校訪問や研修等で紹介し、実践校を増やす取組を推進します。
- 家庭や地域のコミュニティ協議会等との連携の下、「掃除教育『ぴかぴかデー』」に取り組み、礼儀や作法を身に付けさせること、他人を思いやる心や社会貢献の精神を育むことを通して、規範意識の育成に努めます。



用語解説

- 「ありがとうの日」
周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていこうとする心情を高める取組
- 「『強めよう絆』月間」
いじめのない学校を目標に、各学校で「『強めよう絆』月間」を設定し、児童会や生徒会を中心に、友だち、家族、地域等との「絆を強める」活動を行い、より良い人間関係づくりを促進する取組
- 「掃除教育『ぴかぴかデー』」
保護者や地域のコミュニティ協議会等との連携の下、クリーン作戦等を通して、規範意識を育成する取組

(2) いじめ対策等生徒指導と支援体制の充実

現状と課題

いじめについては、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知していくという認識が広がったことにより、本市では、平成29年度以降、認知件数が大幅に増加しています。

また、本市における暴力行為の発生件数は、小学校では増加、中学校では減少の傾向にあり、特定の子どもが繰り返し行うことや、その発生が低年齢化していることへの対応が課題となっています。

さらに、児童虐待相談対応件数の増加や子どもの貧困率も依然として高い傾向にある状況において、心理的、経済的に困難を抱えている児童生徒が増加していると考えられ、いじめや暴力行為等問題行動、児童虐待等に関わる事案も複雑化・深刻化しています。

このことから、学校・家庭・地域及び関係機関の円滑な連携のもとで、事案が発生してからのみでなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが必要となっています。

対応方針

- 学校の教育活動全体を通して、「生徒指導の教育的機能」を高め、児童生徒の自己指導能力の育成を目指します。
- 問題行動等に対して学校内の関係者が情報を共有し、チームとして取り組み、学校・家庭・地域及び関係機関との円滑な連携・協力体制が適切に構築されるようマニュアルや基本方針等を適宜見直すなど、生徒指導と支援体制の充実を目指します。
- 子どもの臨床心理や社会環境に対して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、問題行動等の未然防止、早期発見・早期支援・対応等の充実を目指します。

施策内容

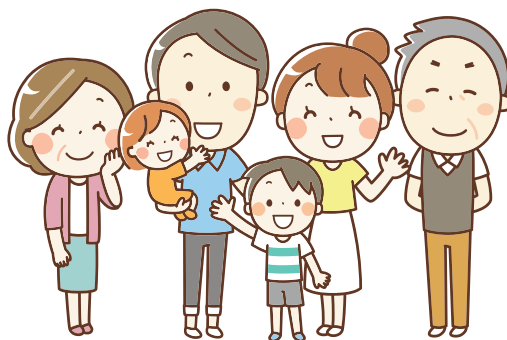
- 「『強めよう絆』月間」、「スマイルあいさつ運動」等の取組の充実を図り、子どもの自律性を育成します。
- 問題行動等に対して、学校が組織として迅速かつ適切に取り組めるよう、具体的な支援・対応を進めるにあたってのポイントを示した「児童生徒問題行動等対応マニュアル（改訂版）（平成29年3月策定）」、「高松市いじめ防止基本方針（平成29年12月改定）」、「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」等の活用を図るとともに、適宜見直しを行います。
- 学校、児童相談所、警察その他の関係機関等の職員及び学識経験者等で組織する「児童生徒問題行動対策連絡会」を開催し、学校と関係機関等とが連携して、問題行動等の対策を総合的・効果的に推進します。
- ケースに応じた迅速な対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと子ども・保護者との十分な相談時間の確保、教職員とスクールカウンセラー

やスクールソーシャルワーカーとの情報交換や共通理解等、実働的な協力体制の整備に取り組みます。

- 市費によるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。

用語解説

- 「生徒指導の教育的機能」
「児童生徒に自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」、「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」など、生徒指導が学校の教育目標の達成のために果たすはたらき
- スクールカウンセラー
児童生徒の心理的な問題等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家
- スクールソーシャルワーカー
生徒の置かれた様々な状況に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用することで、問題解決のために援助・助言を行う専門家。本市では、社会福祉士等の資格を有する者、又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・経験を有する者
- 「スマイルあいさつ運動」
学校・家庭・地域社会が一体となって挨拶や声をかけ合うことを通して、豊かな心を育むことや、学校・家庭・地域社会を明るく元気に活性化していくことを目指す運動



(3) 不登校の子どもへの支援

現状と課題

不登校は、全国的に増加しているとともに、長期化、低年齢化の傾向にあり、本市においても、同様の傾向が見られることから、小学校段階からの対応が重要となっています。不登校の要因は、複雑化かつ多様化していることから、関係機関やスクールカウンセラー等と連携して、組織的に対応するとともに、学校に登校するという指導のみを目指すのではなく、社会的自立を目指した支援を行う必要があります。

また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮した相談・指導や自立支援を行う教育支援センターの整備など、多様で適切な教育機会の確保のほか、教育相談体制の充実が求められています。

対応方針

- 不登校の子どもだけでなく、保護者も対象に心理的な支援ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を目指します。
- 各学校で子どもの「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、子どもが安心して学校生活を過ごせることを目指します。
- 様々な問題を抱えた子どもの個々の状況に応じ、適切な働きかけを行うとともに、教育支援センターやICTを活用した多様な学習の場を提供し、子どもの学校復帰や社会的自立を目指します。
- 教員や保護者が一緒に不登校について考えるとともに、関係機関の協力を得て、支援策を見いだすことを目指します。

施策内容

- 各学校の教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの複数配置に努めます。
- 不登校に対して、学校が組織として迅速かつ適切に取り組めるよう、具体的な支援・対応を示した不登校対応マニュアル「高松市不登校支援Q&A（平成31年3月作成）」の活用を図ります。さらに、保護者向けの「高松市不登校支援リーフ（令和元年9月発行）」を活用します。
- 不登校の子どもや、その保護者が学校外でも相談が受けられるシステムの充実を図ります。
- 様々な体験活動を通して、友人や教員等との人間関係を深め、社会性や自立心を育成するために「フレンドシップ事業」に取り組めます。
- 教育支援センターにおける相談・指導やICTを活用した学習支援システムなど、多様な教育機会の確保と、学力向上や社会的自立への支援に努めます。
- 不登校の子どもの保護者への支援として、保護者や教員など関係者が一緒に不登校について考える「親の会」や「不登校を考える会」の充実を図ります。
- 教育支援センターにおいて、小集団にも入れない子どもへの個別指導の充実を図ります。

用語解説

- 教育支援センター
不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、学校への復帰や社会的自立に向けた支援を行う教室
- 「フレンドシップ事業」
不登校の児童生徒が体験を通して、友人や教師等とふれあうことで、自立心や社会性を育むことを目的とした事業。デイキャンプ、進路説明会、教育支援センター活動発表会などがある。
- 「親の会」
教育支援センター通室者の保護者を対象としたカウンセラーを交えた懇談会。年2回行う「親の会夜会」は通室生以外の保護者も参加可能
- 「不登校を考える会」
不登校の保護者や教員を対象に専門家による講演や個別相談などを行う会



(4) 運動に親しむ習慣づくりと体力の向上

現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学生の男女とも柔軟性を必要とする長座体前屈や瞬発力を必要とする立ち幅跳びが優れている一方で、握力と20mシャトルランが全国平均よりも低く、筋力や全身持久力に課題があります。中学生では、立ち幅跳びやハンドボール投げなど瞬発力等に優れ、上体起こしや20mシャトルランなどの筋力や全身持久力でやや劣る傾向が見られます。

運動習慣の調査結果では、小学校において男女ともに1週間の総運動時間が全国・県平均より少ない傾向が続いています。

対応方針

- 幼児期から生涯にわたって運動に親しむ態度を育成するため、体を使った外遊びや体育の授業の充実を目指します。
- 児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、学校の教育活動全体を通じた計画的・継続的な体育活動を目指します。
- 運動部活動での、外部指導者や顧問として生徒を指導・引率する部活動指導員の活用のほか、地域との連携を推進し、子どもの体力の向上を目指します。
- 競技や記録に挑戦するため、各種大会を開催します。
- 平成23年度から取り組んでいる、一校一運動の継続実践により、子どもの体力向上や運動の習慣化を目指します。

施策内容

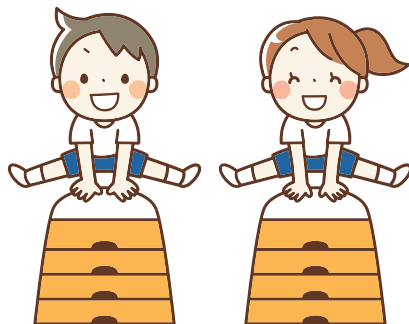
- 幼児期においては、体を使った外遊びなどを通して、運動の基本となる動きを経験させることにより、体力や身体調整力の向上を図ります。
- 子どもが生涯にわたって積極的に運動に親しむ習慣づくりと意欲の向上を目指し、十分な運動量を確保するなど、体育の授業の改善に取り組みます。
- ペア学習やグループ活動を積極的に取り入れ、授業の改善を図ることで、運動の楽しさを実感し、子どもの体力向上や運動の習慣化を図ります。
- 教員が武道、ダンスの指導方法を身に付け、指導力向上に取り組みます。
- 体力・運動能力調査の結果を踏まえ、各学校が作成する体力向上に係る計画（体力向上プラン）の取組の紹介等、継続的に体力向上プランの活用を図ります。
- 運動部活動を充実させるとともに、安全に、より専門性の高い指導を行うことができる外部指導者や部活動指導員等の活用に努めます。
- 関連団体と連携し、各種大会の円滑な運営に努めます。



用語解説

●全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とした調査。平成20年度から小学校5年生、中学校2年生全員を対象に行われている。



(5) 食育の推進と心身の健康づくり

現状と課題

小児生活習慣病予防検診（小学校4年生）の二次検診受診者の改善率が40%程度と、一定の成果が現れており、肥満傾向の解消や症状の進行の抑制等の効果が見られています。しかし、中等度肥満以上の子どもの肥満状態の固定化が懸念されており、物質的に豊かで情報があふれている現代において、子どもが健康であるための検診等の対策及び望ましい食習慣や食事についての正しい理解を得るための対策として、計画的な「食に関する指導」が必要となっています。

また、令和3年度から実施される中学校の学習指導要領では、新たに「がん教育」を取り扱うことが明記され、その実施に際しては、外部講師を活用するなど、その充実に努める必要があります。

学校給食では、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、健全な食習慣の形成と感謝の心を育むことや、安全で安心な食材の確保、そのチェック体制の強化が求められています。

対応方針

- 子どもの「食」に対する理解を深め、健全な食習慣を形成するとともに、「よい生活習慣」を身に付けることができる指導を目指します。
- 子どもが安全で安心して食べられるよう、おいしい給食を提供し、適切な栄養摂取による健康増進を目指します。
- 学校・家庭・地域や関係機関が連携し、学校の教育活動全体を通して健康教育を行い、子ども自らが、積極的に健康づくりを行うことを目指します。

施策内容

- 各園・学校の教育計画に「食に関する指導」の全体計画を位置付け、その中に子どもが学年段階に応じて自分でお弁当を作る「マイ・ランチの日」を設定するなど、子どもへの「食」に関する指導を充実します。
- 食材のチェックや衛生管理の徹底、食物アレルギー対応等に配慮した調理で、安全でおいしい給食を提供します。
- 子どもが地域の食文化や産業への理解を深めるため、学校給食における地産地消を推進します。
- 各学校への栄養教諭の派遣とともに、学校教育における食育の拠点として朝日新町学校給食センターを活用し、幼稚園等へ市費栄養士を派遣するなど食育推進の充実に努めます。
- 小学校4年生及び中学校1年生の抽出者を対象に、小児生活習慣病予防検診を実施し、所見がある子どもに対し、個別指導を行うなど、小児生活習慣病の予防に努めます。
- 「がん教育」を含め、健康教育についての理解を深めるとともに、指導力を高めるため、各種健康教育研修会の充実に取り組みます。



用語解説

●小児生活習慣病予防検診

児童生徒が自身の健康状態を知り、食事や運動、睡眠などにおける望ましい生活習慣を身に付け、将来にわたって健康に生活していくことを目的に、小学校4年生と中学校1年生の希望者（肥満度・腹囲から対象者抽出）を対象に実施。検診方法は、身体計測（身長、体重、腹囲、血圧）、採血（一般血液、肝機能、血糖、脂質など）及びアンケート調査（家族歴、生活習慣、出生体重など）。個別判定通知の後、要治療者・要観察者に栄養・運動面からの生活改善の指導を実施し、その後、病院での二次検診（再検診）の受診を促す。

●「食に関する指導の全体計画」

学校における食育推進のため、児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、各学校において作成する食に関する指導に係る全体的な計画

●「マイ・ランチの日」

「食」に関する指導の充実によって、「食」に対する理解を深めるほか「家族への感謝の心」や「食べ物を大切に思う心」を育むとともに、健全な食生活を形成するため、子どもたちが自分で考え、買い物や調理をするなど、弁当作りにかかわる取組

(6) 学校人権教育の推進

現状と課題

本市では、子どもの発達段階に応じ、学校教育全体を通じて人権意識を高め、一人一人を大切にされた教育を進めています。また、「スマイルフェスティバル in たかまつ」の開催など諸事業の実施や、教職員の資質と指導力を高めるための、現職教育の支援や研修会により一層の充実が求められています。

人権教育が知的理解にとどまることのないよう、子どもの人権感覚や、教職員の人権尊重理念に対する認識を更に高めることが課題となっています。

また、教育上の較差解消に向けて、学習指導上、生徒指導上又は進路指導上に特別の配慮が必要と認められる事情を有する子どもへの学習支援・家庭支援も継続する必要があります。

さらに、同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等をめぐる人権課題に加え、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴う人権課題に対応した取組も必要となっています。

対応方針

- 全ての教育活動を人権尊重の立場から推進し、人権に関する知的理解、豊かな人権感覚、人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を目指します。
- 家庭や地域、異なる学校種と連携し、取組の共通理解を図り、地域社会の実態を踏まえた人権教育の推進を目指します。
- 「高松市人権教育・啓発に関する基本指針（平成28年3月改定）」に基づく人権教育施策・啓発の総合的・計画的な推進を目指します。

施策内容

- 学校・家庭・地域が連携して人権感覚が身に付けられるよう、人権意識の高揚を図るため、「スマイルフェスティバル in たかまつ」の開催など諸事業の実施や、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実に取り組みます。
- 教職員の資質と指導力、人権尊重意識の向上を図るため、人権尊重の視点に立った指導資料等の作成や、豊かな人権感覚を身に付けられるよう、現職教育の支援や研修会の充実に取り組みます。
- 障がい者や高齢者、外国人など人の多様性について学ぶ、多様性を尊重した教育に取り組みます。
- 社会情勢の変化に伴う人権課題に対応した取組を充実するために、各学校に配布した「超入門 先生のためのLGBT（平成30年3月高松市協働企画提案事業作成）」や「先生のためのLGBT～ワタシの性～（DVD）（平成31年3月高松市協働企画提案事業制作）」、「教職員のための児童虐待対応ガイドライン（平成31年4月策定）」の活用を推進します。

用語解説

- 「スマイルフェスティバル in たかまつ」
人権をテーマとした公演やパネル展、幼児・児童生徒、保護者等によるステージ発表などの各種イベントを総合的に開催するもの
- LGBT
レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダーの頭文字をとった頭字語で性的マイノリティの総称の1つ
- 高松市協働企画提案事業
VI-1-（2）学習成果をいかせる環境づくり 84ページ参照

(7) 小中一貫・連携教育の推進

現状と課題

高松第一学園における小中一貫教育や平成24年度から28年度まで実施した小中連携教育推進校の実践研究を踏まえ、全ての小・中学校で小中連携教育を推進しています。

各校では、「9年間を見通した系統的な教育課程の編成」、「共通の視点で取り組む豊かな交流活動の充実」、「同じ義務教育の学校の教員という意識改革」を共通の視点にして、教育計画に位置付け、実践を行っています。

中1ギャップの解消や生きる力の育成に有効であることから、今後とも、積極的に小・中学校の連携による実践を行っていくことが必要となっています。

対応方針

- 全市立小・中学校において、地域の実態や課題に即した小中連携教育の推進を目指します。
- 義務教育9年間を見通した系統的な教育課程を工夫することで、より確かな学力の育成を目指します。
- 家庭・地域との連携の下、小・中学校が共通の視点を持って、子どもの交流活動や交流行事の充実を目指します。

施策内容

- 高松型学校運営協議会や中学校区の連絡会等において、連携の在り方が協議できるよう、小中連携教育の実践事例を紹介するなど、情報発信に努めます。
- 小中連携教育における、学習内容・教材等の情報交換や、小・中合同の交流活動・交流行事の推進に努めます。

用語解説

- 小中一貫教育
学びの連続性を重視し、小・中学校9年間の一貫したカリキュラムや指導方法の工夫等を通して、一人一人の個性や能力をより一層伸ばすことを目的とした教育
- 小中連携教育
小学校高学年と中学校の発達段階における共通点に配慮し、教員間交流や一貫性のある継続的な指導等を通して、小・中の円滑な接続を図ることを目的とした教育
- 高松型学校運営協議会
I-3- (3) 学校評価の推進と学校運営の改善 61ページ参照

(8) ふるさと教育の推進

現状と課題

ふるさと高松の歴史や民俗、人物などについて学ぶサンクリスタル学習やこども未来館学習、老人会の人たちの協力を得て行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」、子ども会・PTAとの共催で行う「稲作体験」や「もちつき大会」等、地域社会での豊かな体験の機会を増やし、地域の伝統や文化を大切にする心情を育て、ふるさとを愛し、ふるさとの良さを発信し、ふるさとをより良くしていこうとする態度の育成が求められています。

また、「寛学」では、郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自己の生き方を深く考え、自らの夢と、高い志を育むなどの契機としています。

対応方針

- ふるさと高松の歴史、伝統・文化、自然、産業などについて、子どもが興味を持ち、楽しく学べるような教育活動を目指します。
- 「昔の遊び」や「稲作体験」など地域の伝統的な文化を始め、身近な芸術・文化に関する調査や施設見学等、体験活動の充実を目指します。
- 「寛学」の一層の推進をはじめ、地域ゆかりの偉人を学ぶ機会を設けます。
- ふるさとに主体的に関わる意欲と態度を育みます。

施策内容

- ふるさと高松やそれぞれの地域の歴史、伝統・文化、自然などに触れ、学び親しむ機会を増やし、豊かに学習できるよう、サンクリスタル学習やこども未来館学習、総合的な学習の時間における体験学習等の充実を図るとともに、歴史資料館、菊池寛記念館、美術館等の常設展の無料（高校生以下）を継続します。
- 高松市教育文化祭の取組の充実に努めます。
- 「寛学」を一層充実させるとともに、地域ゆかりの偉人に関する学習を推進し、道徳教育、特別活動、総合的な学習と連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 「高松子ども宣言」の朗唱や児童会・生徒会活動など学校の実態に合わせた取組を通して、ふるさと高松に貢献する人材を育成します。

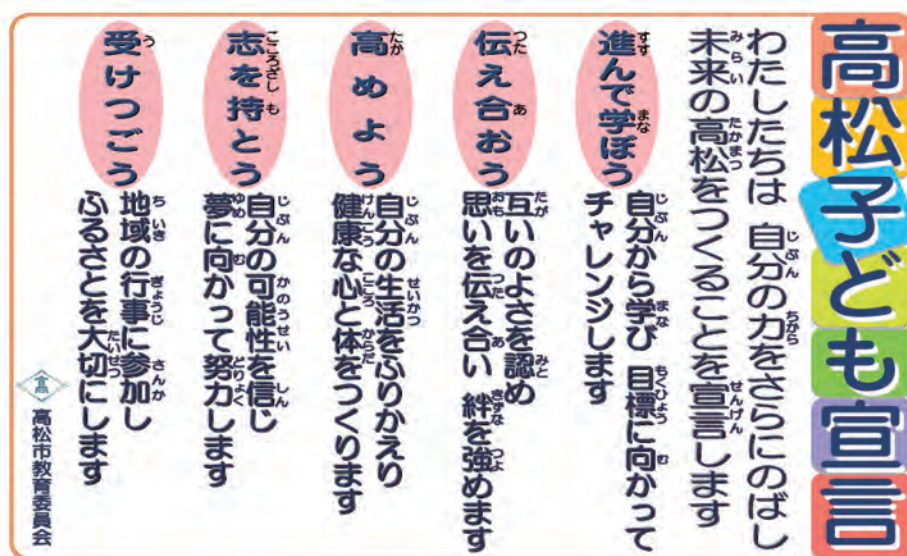
用語解説

- 「寛学」
郷土の作家である「菊池寛」の生き方に触れるとともに、その作品を読み親しむ活動を、一斉読書活動や学級活動の時間等を通して行い、自己の生き方を考え、自らの夢を育み、高い志をもつ機会とする活動
- 「高松子ども宣言」
児童生徒が自他を尊重し、未来の高松をつくる担い手としての意識をもちながら、健やかに成長することを目指し、平成27年、各小・中学校の代表児童生徒が高松市子ども議会で話し合い作成した宣言文

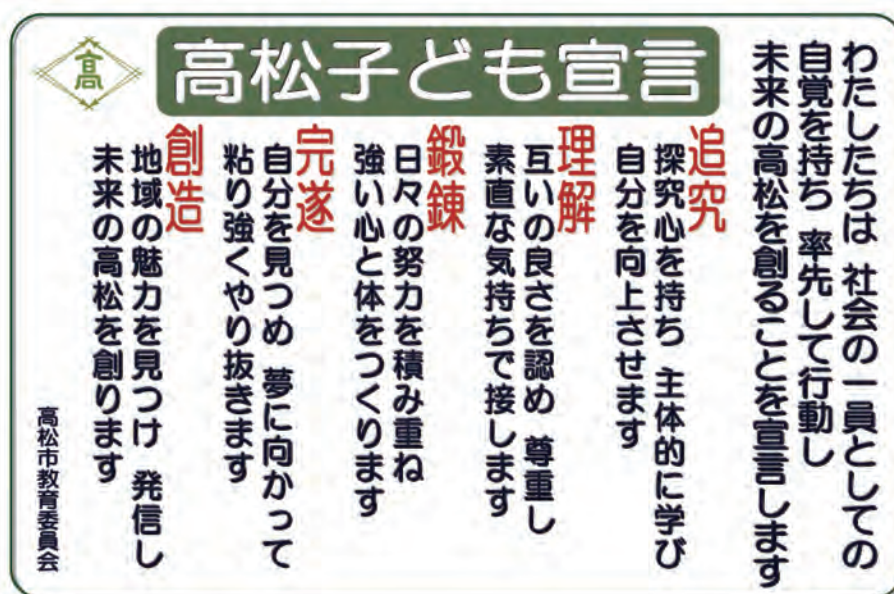
《高松子ども宣言》

児童生徒が、未来の高松をつくる担い手としての意識をもちながら、健やかに成長することをめざし、各小・中学校の代表児童生徒が高松市子ども議会で宣言文を作成しました。小・中学校版ともに5つの内容からなり、本市の全児童生徒共通の行動指針として、学校の実態に合わせた取組を行っています。

- (1) 主体的な学びに関すること
- (2) なかまとの絆づくりに関すること
- (3) 健康な体づくり・生活に関すること
- (4) 将来の夢や自らの生き方など志に関すること
- (5) 地域や郷土とのかかわりに関すること



〈小学校版〉



〈中学校版〉

(平成27年作成)

(9) 読書活動の推進

現状と課題

「第5次高松市子ども読書活動推進計画（令和2年3月策定）」に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。学校では、専門的な知識や資格を持つ学校図書館指導員を配置し、子どもの読書意欲の向上を図るとともに、学校図書館の環境整備に取り組んでいます。また、幼稚園・こども園・小学校・中学校において、読書習慣の形成や自ら学ぶ姿勢を身に付けることを目標として、心にゆとりをもたらしことにもつながる一斉読書活動を推進しています。さらに、一斉読書活動等の時間に郷土の偉大な作家、菊池寛の作品を読む時間「寛学」を設け、読書意欲の向上を図るとともに、自らの夢を育み、高い志を育むなど、自己の生き方を深く考える契機としています。

一方で、情報通信手段の普及により、子どもを取り巻く情報環境が多様化しており、読書活動に関する体験やレディネスの個人差が大きくなっています。

また、学校段階や個人により子どもの読書活動の状況に差があることに留意し、子どもの実態に応じて、子どもが読書に親しむ活動を推進していく必要があります。

対応方針

- 学校図書館指導員を活用し、学校図書館教育の充実を図り、子どもの読書意欲の向上を目指します。
- 全ての子どもに読書習慣を形成するため、学校における一斉読書活動を推進します。
- 「寛学」の一層の推進を目指します。
- 読書への関心を高める取組の充実を目指します。

施策内容

- 学校図書館教育における学校図書館指導員の役割を明確にし、全ての小・中学校への配置に努めます。
- 全ての小・中学校で、学校・学年単位での一斉読書活動の充実を努めます。
- 「寛学」と道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間を連携することで、夢や高い志を育む教育を推進します。
- 読書への関心を高めるため、読書会やビブリオバトル（書評合戦）等の充実を努めます。
- 全ての幼稚園・こども園・保育所で、「高松市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、ブックリストを参考に絵本を活用した教育を推進します。

用語解説

- 学校図書館指導員
児童生徒の豊かな読書活動を推進するとともに、学校図書館の環境整備をするために、本市が小・中学校に配置している指導員
- レディネス
何かを習得・学習する際、それに必要な条件や環境が学習者側に整っている状態
- 読書会
数人で集まり、本の感想を話し合う活動
- ビブリオバトル
発表者が面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行い、終了後、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動

(10) 体験活動の推進

現状と課題

幼稚園・こども園・保育所・学校では、遠足や修学旅行、集団宿泊学習、職場体験学習等の学校行事と総合的な学習の時間において体験学習を行い、サンクリスタル高松の歴史資料館・菊池寛記念館・中央図書館の三館においては、歴史、文学、図書館学習を行うサンクリスタル学習を、また、美術館においてはそれに連携した美術館学習を実施しています。

また、こども未来館においては、科学やプラネタリウム、図工などの体験学習を行うこども未来館学習を実施しています。

子どもの心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、より良い生活や人間関係を築く自立的、実践的な態度を育てるには、様々な体験活動が必要とされていることから、学校教育と連携を図ることで、子どもの創造力を育み、科学や音楽、美術などの文化芸術に関心を持つきっかけづくりに、今後も、体験学習の充実や、サンクリスタル学習、こども未来館学習等への参加校の増加を図る必要があります。

対応方針

- 園・学校と地域が連携し、老人クラブの人たちが園・学校を訪問して行う「昔の遊び」や「ふるさと学習」など、体験活動や催しの充実を目指します。
- 学校との連携を図りながら、子どもが興味を持って学習できるよう、サンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習の内容を充実させるとともに、参加校の増加を目指します。
- 美術館は、誰もが将来にわたって楽しみ活用できる社会教育施設であり、子どもが文化芸術に触れる機会を等しく幅広く提供できるプログラムの充実を図ります。
- こども未来館は、子どもの創造力と探究心を育むような、多様な体験学習の機会の提供に努めます。
- 学校とアーティストや文化団体等が連携し、子どもの創造性を育めるよう、音楽やパフォーマンスなどに触れる機会の充実に努めます。

施策内容

- 総合的な学習の時間等で、地域の人材を活用して、学校での体験活動の充実を図ります。
- 歴史、文学、図書館教育を行うサンクリスタル学習、美術館学習及びこども未来館学習への参加校の増加に努めます。
- 学校等との更なる連携により、美術館の教育普及プログラムを充実します。
- こども未来館では、学校教育と連携した科学実験やプラネタリウム学習を実施し、学校では体験できない、子どもが楽しく学べるプログラムを提供していきます。
- 学校巡回芸術教室や高松国際ピアノコンクール推進事業などを活用しながら、学校での創造活動を充実します。

(11) 就学前教育の充実

現状と課題

少子化や核家族化、ライフスタイルの多様化、自然環境の減少等、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、人や自然と関わりにくい現状から、小学校以降の教育の基盤となる生きる力や人格形成の基礎を培う就学前教育の重要性への認識が高まっています。

平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、国は、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況や家庭環境の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園の普及を目指しており、本市においても市立認定こども園8園（令和2年4月1日現在）を幼保連携型認定こども園として設置しています。

また、安心・安全に遊びこめる環境や、発達に応じた豊かな体験を保障し、一人一人の育ちを見通した質の高い教育・保育を、就学前の子どもに提供する必要があります。

しかしながら、近年、女性の就業状況の変化等により、市立保育所の入所希望児童数が増加する一方、市立幼稚園の園児数は減少しており、適正規模の集団生活に支障が生じる園が増加しています。

対応方針

- 園・地域の実態や小学校教育との接続を踏まえた教育課程の編成・評価を行い、豊かな学びを育む特色ある園運営を実施します。
- 幼児期の発達の特性を踏まえた組織的・計画的な指導・育成を行い、子どもの主体的・協同的な遊びを促す指導内容や方法の改善、環境や教材研究に努めます。
- 幼稚園・こども園・保育所全ての子どもに質の高い教育・保育を提供するため作成された「高松っ子いきいきプラン（令和2年3月改訂）」を踏まえた教育・保育実践を推進します。
- 家庭と連携して子どもの生活リズムを整え、基本的な生活習慣の確立に努めます。
- 幼稚園・こども園・保育所と小学校の連携強化を目指します。
- 市立幼稚園において適正規模による集団生活の環境づくりを目指します。

施策内容

- 幼稚園・こども園・保育所・小学校は、子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深めるため、連携や交流の機会の充実に努めます。また、発達と学びの連続性を確保するために、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を明確にし、アプローチ・スタートカリキュラムの作成と実践に努めます。
- 幼児一人一人の発達を多面的に理解し、意図的・計画的な環境の構成と支援に努めます。
- 自然など身近な環境に関わり遊びこむ活動を通して、豊かな感性を育み、健康な心と体づくりに努めます。
- 幼児期の発達を踏まえ、同年齢・異年齢児との交流保育や地域の人などとの交流活動を推進し、子どものコミュニケーション能力や人間関係を結ぶ力等の育成に努めます。
- 芸術士派遣事業を踏まえ、子どもの創造性を育む指導や、援助の在り方についての取組を進めます。

- 0歳児から小学校1年生までの教育・保育の基本的な方向性を示す「高松っ子いきいきプラン」を活用し、教育・保育の質の向上と就学前教育から小学校教育への滑らかな接続となるよう役立てます。
- 保護者の就労状況にかかわらず質の高い教育・保育を一体的に提供できる、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。
- 市立幼稚園の適正規模による集団生活を実現するため、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画（平成31年1月改定）」に基づき、園児・児童数の推移等を見据え、計画的に、市立幼稚園の閉園や、幼稚園・保育所の統合による幼保連携型認定こども園化を推進します。

用語解説

●子ども・子育て支援新制度

全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を進めていくための制度。この制度のポイントは、幼稚園・保育園・認定こども園に対する財政支援の仕組みを統一し、施設の類型や規模にかかわらず安定した経営となるようにしたことや、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化するなど認定こども園制度を改善したことなどが挙げられる。

●アプローチ・スタートカリキュラム

就学前の児童が、安心感と自信をもって小学校へ入学し（アプローチ）、また、これまでの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己発揮し、新しい学校生活を作り出していく（スタート）ためのカリキュラム



【施策の目標】

項 目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
全学級で道徳の授業を公開している学校の割合 (小・中学校)	54.9%	59.7%	100%
スクールソーシャルワーカーの配置人数 (中学校)	9名	13名	15名
教育支援センター通室生の中学校卒業後の進学・就職率	88.9%	94.0%	100%
ICTを活用した学習システムの申込者数	38人	50人	70人
学校評価平均評価得点 (体力・運動能力の育成に関すること) ※最高点4点 (小・中学校)	—	3.2点	3.5点
小児生活習慣病予防検診における二次検診受診者の改善率 (小学校)	39.4%	37.6%	46.0%
小児生活習慣病予防検診における二次検診の受診率 (小学校)	56.6%	60.6%	70.0%
人権教育指導・研究資料の利用率 (小・中学校)	—	44.0%	90.0%
年間計画を作成し小中連携教育を推進している学校の割合	—	100%	100%
ふるさと教育として「高松市子ども宣言」を活用している学校の割合	—	100%	100%
学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学校 51.3冊 中学校 10.4冊	小学校 60.4冊 中学校 13.6冊	小学校 61冊 中学校 14冊

項 目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
小学校との連携を実施している幼稚園・こども園・保育所の割合	79.0%	100%	100%
芸術士派遣年間施設数 (幼稚園・こども園・保育所)	35か所	43か所	43か所



3 教員の資質向上と教育指導体制の充実

これからの社会で求められる教育の展開や学校現場の諸課題へ対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的・継続的な改善に取り組めます。

また、教員の勤務の長時間化に対応するため、教員以外の専門スタッフや外部人材の活用などによる教育指導体制の充実に取り組むことにより、子ども一人一人に向き合う環境づくりを進めるとともに、地域住民・保護者と協働して開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組めます。

(1) 子どもに向き合う環境づくりと教職員の働き方改革

現状と課題

学校では、いじめ、不登校、校内暴力などの教育課題が深刻化する傾向にあり、心身の発育の過程で、心理的に不安定になる子どもの増加も見られます。

本市では、様々な課題に対応するための教員や、少人数学級編制に伴う教員の配置を行うとともに、学校の教育活動に関わる外部講師や地域の人材の活用に努めており、今後も支援員等の継続的な配置が求められています。

子どもの学力定着を始めとして、教員が一人一人の子どもと向き合い、きめ細かな支援や対応をするためには、人的な配置とともに、日常的に子どもに接する立場にある教職員の心の健康の保持・増進を図ることも大切です。

一方、教職員の事務的な業務が増加する傾向にあり、負担軽減を図るため、校務支援システムを導入し、校務の効率化・簡素化を図ってきました。

しかしながら、国が実施した「教員勤務実態調査（平成28年度）」や本市の「教職員の勤務状況調査（平成29年6月実施）」の結果から看過できない勤務状況が改めて明らかになり、本市では、「高松市教育委員会 教職員の働き方改革プラン（平成30年4月策定）」に基づき、業務の適正化・効率化に向けて、専門スタッフの配置や留守番電話の設置を行うなど、人的配置や環境整備面の充実に努めています。

また、学校運営の改善や教職員の働き方に関する意識改革に向けて、出退勤時刻記録システムを導入したほか、適切な活動時間や休養日の設定等を示した「高松市部活動ガイドライン（令和元年12月策定）」を踏まえた部活動の負担軽減などに取り組んでいます。

さらに、「高松市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（令和2年3月策定）」に基づき、教員の業務量の適切な管理が求められています。

対応方針

- 教員以外の専門スタッフや外部人材の活用に努め、教員が子どもと向き合う環境づくりの充実を目指します。
- 少人数学級指導を推進し、子どもに対するきめ細かな支援や対応ができる環境づくり

を目指します。

- 特別支援教育支援員等の配置に努め、特別支援教育のより一層の充実を目指します。
- 教職員が生徒指導等の問題について相談しやすい職場環境づくりを目指します。
- 校務の効率化・簡素化を図るため、校務支援システムの効果的な活用を目指します。
- 幼稚園・こども園・保育所の教職員が幼児教育について、キャリアステージに応じた専門的な研修を受け、園内研修の充実を図り、資質向上を目指します。
- 教職員の心身の健康を保持し、これまで以上に子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、長時間勤務の解消を目指します。

施策内容

- 指導に配慮を要する子どもに適切に対応するため専門スタッフの配置に努めます。
- 子ども一人一人と向き合い、きめ細かな支援や対応をするため、少人数学級編制の工夫に努めます。
- 特別支援教育支援員の確保及び資質の向上を図り、特別支援教育を充実します。
- 問題等に対し、管理職を中心に複数で対応する体制づくりや、ストレスチェック、学校医への健康相談等の実施により、教職員の心の健康の保持・増進に努めます。
- 出退勤時刻記録システムの活用により、客観的に勤務時間を把握し、教職員自らがタイムマネジメント等、働き方の意識改革を進めるなど、学校現場において、勤務時間管理の徹底・適正化に努めます。
- 校務支援システムがより効果的に活用できるよう、また、管理職のマネジメント能力の向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のための研修を充実します。
- 教員が授業改善の時間や児童生徒に接する時間を確保できるよう、スクールサポートスタッフ等の継続配置に努めます。
- 「高松市部活動ガイドライン」に基づき、適切な指導時間の設定や部活動休養日の拡大を行うとともに、中学校における部活動指導員の配置に努めます。
- 学校と地域が連携・協働する「高松型学校運営協議会」を通じて、働き方改革の重要性や方向性について、保護者や地域住民に理解を得るよう努めるとともに、登下校時の見守り活動や校内清掃の指導などについて、地域人材等の積極的な協力を求めています。

用語解説

● ストレスチェック

労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査。労働安全衛生法の一部改正により、常時使用する労働者が50人以上の事業場での実施が義務化された。

● スクールサポートスタッフ

授業準備や成績評価の補助、学習プリント等の印刷業務など、教員のサポートを担当するスタッフ

(2) 教員の資質向上

現状と課題

本市では、熟練教員の大量退職に伴い、若年教員が増加しており、中堅層のリーダーの育成と若年教員の指導力の向上が喫緊の課題となっています。

また、令和2年度実施の小学校の学習指導要領では、外国語科の導入やプログラミング教育の必修化等、新たな改善事項が示されるなど、教員には、これからの時代に必要となる質の高い学びの実現が求められているとともに、いじめ、不登校など、複雑化する教育課題に適切に対処するための指導力の向上も求められています。

対応方針

- 教職員のキャリアステージに応じた研修により、教職員の資質・能力の向上を目指します。
- 学校が直面している課題に適切に対処するため、学校現場の実態及びニーズに沿って、必要とされる知識・技能や実践的能力を身に付ける研修の推進を目指します。
- 各学校における校内研修の充実を目指します。

施策内容

- 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（平成29年9月香川県教育委員会策定）」をもとに、各キャリアステージで求められる教員像の具現化につながる研修を実施します。
- 直面する教育課題の解決に焦点化した課題研修を実施することで、学校のニーズへの適切な対応に努めます。
- 本市の教育施策の具現化を図るため、積極的にICTを活用し、実践的な研修の実施に努めます。
- 各学校に、指導主事等のほか、「香川大学教育学部と高松市教育委員会の連携協力に関する協定（平成31年3月締結）」に基づき、大学教員を派遣し、校内研修の充実に努めます。

用語解説

- 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」
目指すべき教員像を明確化するため、キャリアステージに応じて、校長及び教員が身に付けるべき必要な資質等の内容を定めたもの

(3) 学校評価の推進と学校運営の改善

現状と課題

各園・学校が自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、園・学校として組織的・継続的な改善を図っています。

高松型学校運営協議会（小学校、中学校）や学校関係者評価委員会（幼稚園、高松第一高等学校）において、適切な情報提供を行う中で、毎年度1回以上、評価を実施しており、平成30年度の園・学校の実施状況は、100%となっています。

市の教育方針と学校独自の教育内容の両者を効率的かつ効果的に評価できる評価項目の精選が課題となっています。

対応方針

- 高松型学校運営協議会や学校関係者評価委員会において、毎年度1回以上、評価を行い、評価内容を公表するとともに、園・学校の実施状況について、今後も100%の実施を目指します。
- 園・学校が学校評価を基に、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めるように、学校・家庭・地域が一体となった学校支援体制の充実を目指します。

施策内容

- 全ての園・学校で、高松型学校運営協議会及び学校関係者評価委員会の評価を適切に行うため、学校運営の評価が一面的なものにならないよう、評価項目の精選に努めます。
- 高松型学校運営協議会委員や保護者等を委員とした学校関係者評価は、学校運営の改善を図るうえで不可欠なものとして、その評価の報告を求め、その内容を整理・保存し、園・学校への指導・助言に努めます。

用語解説

●高松型学校運営協議会

市内の全小・中学校に設置しており、地域のコミュニティ協議会や関係団体の代表者、PTA役員、学校職員等により構成されている。学校・家庭・地域が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、必要な支援について協議する組織

●学校関係者評価委員会

学校の自己評価結果について、保護者や地域住民等の学校関係者が、教育活動の視察や意見交換を通じて評価する組織

【施策の目標】

項 目	H26年度末数値	H30年度末数値	R5年度末目標値
小学校5・6年生を対象に、本市独自の少人数学級編制を行うために教員を配置している校数	5校	8校	9校
市費講師の配置校数 (小・中学校)	14校	20校	17校
授業が分かりやすいと回答している児童生徒の割合 (抽出調査)	—	—	小5 90.0% 中2 75.0%
時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合	—	—	0%
時間外勤務を25%以上削減した教職員の割合(平成29年6月調査比)	—	—	100%

